

「埋蔵文化財の届出」について

工事対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）か？
※富加町詳細分布調査報告書を見て確認

「遺跡」の範囲外

工事前の手続きは必要ありません。工事中に文化財と思われるものが出土した場合は、町教育委員会までご連絡をお願いします。

「遺跡」の範囲内

対象地で土を掘る工事をされる前に、埋蔵文化財発掘の届出の提出をお願いします。（文化財保護法第93条第1項に基づく）

* 提出部数 2部

- ・埋蔵文化財発掘の届け出
- ・別記
- ・位置図
(対象地の場所が分かる図)
- ・工事の概要を示す図面

住宅建設の場合

- ・配置図
- ・基礎伏図
- ・基礎断面図
- ・地盤改良の情報

* 工事の着手60日前までにお願いいたします。

* 建物解体・擁壁工事等も土を掘る工事となりますので、届出をお願いします。

その土地の下の様子がわからない場合は、試掘調査（試し掘り）をお願いしています。

* 通常は、面積約2畳分、深さ約1.5mの細長い四角形の範囲を重機で掘削します。面積が広い場合は、何カ所か掘削します。

* ご協力に基づいて実施するもので強制ではありません。

* 試掘にかかる費用（重機・作業員人件費）は町が負担します。

* その土地の下の様子がわかっている場合もありますので、町教育委員会にご相談下さい。

* 掘削箇所の確認のため当日または事前に現地立会をお願いします。

* 提出書類

- ・試掘調査依頼書 又は 調査承諾書

* 日程調整に通常は数週間かかります、届出より先にご相談・ご提出いただくとより希望に沿った日程を組む事ができます。

その土地の下の様子などについて意見をつけて、届出を岐阜県に送ります

通常、数週間で岐阜県から指示が出ます。（指示内容をご連絡するまで工事着手はお待ち下さい）

届出についてお気軽にお問い合わせ下さい。

保存協議
計画変更協議

慎重工事

慎重に工事していただければ問題ありません。工事中に文化財と思われるものが出土した時は、町教育委員会までご連絡をお願いします。

工事立会

地面を掘る工事のときに立職員が立ち会います。日程が決まりましたら町教育委員会までご連絡下さい。（日程調整にご協力下さい）

発掘調査

工事の前に、遺跡の記録保存のための発掘調査を実施して下さい。あらためて町教育委員会との協議をお願いします。

担当

富加町教育委員会 教育課
〒501-3392 富加町滝田 1511

TEL 0574-54-2177

FAX 0574-54-2461

Mail kyoiku-g@town.tomika.gifu.jp